道路整備勘定	
	道路環境改善事業費
	北海道道路環境改善事業費
	沖縄道路環境改善事業費
	道路交通安全対策事業費
	北海道道路交通安全対策事業費
	沖縄道路交通安全対策事業費
	地域連携道路事業費
	北海道地域連携道路事業費
	離島地域連携道路事業費
	沖縄地域連携道路事業費
	道路交通円滑化事業費
	北海道道路交通円滑化事業費
	沖縄道路交通円滑化事業費
	道路交通円滑化事業資金貸付金
	地方道路整備臨時貸付金
	業務取扱費業務勘定へ繰入のうち
	道路整備事業業務取扱費財源業務勘定へ繰入
港湾勘定	
	港湾環境整備事業費
	北海道港湾環境整備事業費
	離島港湾環境整備事業費
	港湾事業費
	北海道港湾事業費
	離島港湾事業費
	沖縄港湾事業費
	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
	埠頭整備資金貸付金
	業務取扱費業務勘定へ繰入のうち
	港湾整備事業業務取扱費財源業務勘定へ繰入
空港整備勘定	
	空港整備事業費
	北海道空港整備事業費
	離島空港整備事業費
	沖縄空港整備事業費
	航空路整備事業費
	関西国際空港株式会社補給金
	空港等災害復旧事業費
	業務取扱費業務勘定へ繰入
業務勘定	
	業務取扱費のうち
	営繕宿舎費
	社会資本整備事業調査費
	都市開発資金貸付金

○文部科学省告示第八十六号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十二年文部科学省告示第百二十号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月十日

文部科学大臣　髙木　義明

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。

大学その他の教育機関における課程			
大学その他の教育機関	課程	修了年月	技術部門
北海道大学	工学部土木工学科	平成十五年三月	建設部門
	工学部資源開発工学科	平成十六年三月	資源工学部門
	工学部建築都市学科		建設部門
	工学部環境社会工学科（資源循環システムコースに限る。）	平成十七年四月	資源工学部門
	工学部環境社会工学科（土木系コース又は建築都市コースに限る。）		建設部門
室蘭工業大学	工学部機械システム工学科（昼間コースに限る。）	平成十七年三月	機械部門
	工学部建設システム工学科（土木コースに限る。）		建設部門
	工学部電気電子工学科（昼間コースに限る。）	平成十九年三月	電気電子部門
	工学部応用化学科	平成二十年三月	化学部門
	工学部材料物性工学科（材料工学コースに限る。）	平成二十一年三月	金属部門
	工学部情報工学科（昼間コースに限る。）		情報工学部門
	工学部建設システム工学科（建築コースに限る。）		建設部門
	工学部材料物性工学科（応用物理コースに限る。）		応用理学部門
北見工業大学	工学部土木開発工学科	平成十六年三月	建設部門
	工学部電気電子工学科	平成二十一年三月	電気電子部門